

産品名	バッグ	HS番号	第4202.12号(HS2012)
協定名	CPTPP	原産地証明手続の種類	輸出者による自己申告
条文等	協定第3・19条 附属書3-A		
不備の概要	輸入者は、ベトナムの輸出者が作成した原産地証明に基づき、CPTPP原産バッグの輸入申告を行ったが、ベトナムは協定附属書3-Aにより、輸出者による自己申告は使えない。		

《留意点》

- ・CPTPP 第 3 章附属書3-Aにより、当該協定の締約国は、この協定が自国について効力を生ずる時に他の締約国に通報していた場合に限り、自国の領域から輸出される産品に係る原産地証明書について、次のいずれかのものであることを要求できるとされています。
 - (a)権限のある当局が発給するものであること
 - (b)認定された輸出者が作成するものであること
- ・現在、**ベトナム、マレーシア及びブルネイ**については、同附属書 3-A のうち、上記(a)が適用されています。
- ・これらの国から我が国へ輸入される貨物についてCPTPP上の特惠税率の適用を受けようとする場合には、輸入申告の際、**それぞれの国の権限ある当局が発給する原産地証明書又は輸入者が作成する原産品申告書のいずれか**を税関に提出いただく必要があります。
輸入申告に際しては、こちらのお知らせをご参照ください。
[「CPTPPに係る第3章附属書3-Aの適用について」](#)